

欧州委員会、バイオテクノロジー及び遺伝子工学の分野の特許専門家グループを発足

2013年12月13日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は12月5日、「バイオテクノロジー及び遺伝子工学の分野における特許法の発展と実施に関する専門家グループ」を発足させた。本グループは、知財法の学識経験者や実務家、及び業界団体やNGOの代表者等の14名の委員と、1つの機関（欧州特許庁）から構成されるもので、以下の任務を与えられた。

- (a) 欧州委員会に対して、知財法実務及び知財法管理、公的及び産業界の研究開発、植物及び動物の交配を含む生命科学、及びバイオ指令（98/44/EC）の適用の文脈におけるバイオテクノロジーに関して、必要な法的及び技術的専門知見を提供する。ただし、科学及び新技術における欧州グループが管轄する、バイオ指令に関する倫理的な問題を除く。
- (b) バイオ指令（98/44/EC）第16条(c)に従う報告義務において、欧州委員会を補佐する。
- (c) バイオ指令に関連するトピックについての分析とポジション・ペーパーを、欧州委員会に提供する。

本グループは12月12日に第一回会合を開き、2014年にも2～3の会合が予定されている。

2012年5月に採択された決議において、欧州議会は、従来型の主に交配による育成方法に起因する製品やそれに用いられる育成材料についても特許付与の対象から除外することを欧州特許庁に求めるとともに、欧州委員会に対しては、バイオ指令によって毎年作成することとされている評価報告書が2005年以降に作成されていないことを指摘し、次の報告書において育成及び食品業界に対する育成方法の特許付与の影響を調査するよう求めていた。本グループの発足は、この決議を受けたものとみられる。

<参考：関連条文の仮訳>

バイオ指令（98/44/EC）

第4条

- (1) 次のものは特許性がないものとする。
 - (a) 植物品種及び動物種
 - (b) 植物若しくは動物を作り出す本質的に生物学的な方法
- (2) 植物及び動物に関する発明は、発明の技術的可能性が特定の植物品種若しくは動物種に限定されない場合、特許性を有するものとする。
- (3) (1)(b)は微生物学的又はその他の技術方法又はかかる方法により得た製品に関する発明の特許性を害さないものとする。

第 16 条

欧州委員会は欧州議会並びに理事会に次のものを提出するものとする。

(a) 略

(b) 略

(c) 第 15 条(1)で特定する日から毎年、バイオテクノロジー及び遺伝子工学の分野における特許法の発展と係わり合いに関する報告

－ 本専門家グループのウェブサイトは、以下参照 －

[Register of Expert Groups and Other Similar Entities](#)

－ 欧州議会の決議についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州議会, 本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議を採択 \(2012 年 5 月 12 日\) \(PDF\)](#)

(以上)